平成２９年（フ）第３７０７号
大阪府門真市末広町36番13―704号
債務者　轟　　隆
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２２号
大阪市鶴見区鶴見４丁目２番５号　サニーハイツ川端　506
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７７５号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　吉田　大輪
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９０７号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目７番32号　サニーエクセレント102
債務者　久保　仁志
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９１６号
大阪市此花区酉島４丁目１番１―701号
債務者　大畑　理沙
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９２１号
大阪市北区天神橋８丁目５番６号　ママンマンション203号室
債務者　西田　　豊
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３３号
大阪府枚方市牧野阪２丁目19番16号、前住所大阪府枚方市渚南町30番７号
債務者　流石　敦子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９４６号
大阪市天王寺区寺田町２丁目６番16―702号
債務者　木戸明子こと　ＫＩＭ　ＭＹＵＮＧＳＵＮ　金　　明善
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０３５号
大阪市東淀川区井高野２丁目６番13―402号
債務者　中田　富子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０７１号
大阪府高槻市牧田町14番85―203号
債務者　濵田真由美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３５号
大阪府守口市八雲西町４丁目20番５号
債務者　水野　雄輝
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４６号
大阪市中央区日本橋２丁目20番３―1004号、前住所大阪府門真市宮野町11番10号
債務者　阿部　春子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６号
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4620番地、前住所大阪市都島区都島本通１丁目３番15―506号
債務者　濱田　省司
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第３３号
北海道滝川市黄金町東３丁目５番10号　ノースフィールＢ―７号室
債務者　髙屋　憲弘
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
北海道滝川市黄金町東３丁目５番10号　ノースフィールＢ―７号室
債務者　高濵　亜未
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
北海道滝川市明神町４丁目８番28号　明神町マンションＢ棟　10号室
債務者　長谷川夢未（旧姓亀田・佐々木）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
北海道滝川市滝の川町西８丁目３番３―3503号　みずほ団地
債務者　久保田京子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係